資料２

東日本大震災を踏まえた
社会資本整備重点計画の見直しについて

社会資本整備重点計画の見直しに係る計画部会の経緯について

資料２－１

第１回　平成22年７月26日　「真に必要な社会資本整備を戦略的・重点的に推進するための方策」検討開始

～社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において検討～

第５回　平成22年12月21日　新たな社会資本整備重点計画の骨子を決定

・「国土」「生活」「産業・活力」という政策分野ごとに政策の方向性を記述、その中で社会資本整備が目指す姿をわかりやすく明示する。
・個々の事業ではなく、ハード・ソフト連携した「プログラム」単位で必要性を説明する。
・計画期間（５年）内に重点的・優先的に実施する事業に関する「選択と集中」の基準を明示する。　等

平成23年３月11日　東日本大震災

今回の震災を踏まえ、津波災害に強いまちづくりの基本的考え方について検討

第６回　平成23年５月18日　震災の被害と復旧状況報告

第７回　平成23年７月６日　**「津波防災まちづくりの考え方」 緊急提言**

「東日本大震災を踏まえた新たな社会資本整備重点計画」のあり方を議論
○今回の震災から得られた知見を踏まえたプログラム、施策・事業の内容精査
（「津波に強いまちづくり」等のプログラムを新たに設定する等、災害関係の項目の再編を検討）

第８回　平成23年８月２日　「震災を踏まえた社会資本整備のあり方」（たたき台）提示
○震災を踏まえた社会資本整備のあるべき姿の再検討
○「選択と集中」の基準の再検討
（「今整備することで大規模・広域的な災害リスクを著しく低減させるもの」を追加）

平成23年９月　「震災を踏まえた社会資本整備のあり方」 中間とりまとめ（予定）

年内目途　「新たな社会資本整備重点計画」（答申）（予定）

資料２－２

平成23年7月6日
第7回　社整審・交政審計画部会資料より抜粋

新たな社会資本整備重点計画について

平成２３年７月６日

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

新たな社会資本整備重点計画の骨子【概要】（H22.12.21）

国土交通省

1. 基本的な政策分野に即した社会資本整備が目指す姿

個々の事業等が真に必要なものであることを国民の視点でわかりやすく提示

○社会資本整備が目指す姿を「国土」、「生活」、「産業・活力」という基本的な政策分野に即して、国民視点にたった横断的な政策目標に照らして、総合的に明らかにする。

○同じ政策目標を共有する事業・施策を「プログラム」として捉え、プログラム単位で関連事業、施策を明示。

○従来の「アウトカム指標」中心の整理を見直し、「アウトプット指標」も含めたわかりやすいものにする。

○プログラム単位でアウトカム（成果目標）並びに関連事業・施策の概要及びそれらのアウトプット（事業実施の必要量、箇所数等）をパッケージ化。

↓

○基本的な政策分野ごとに、大括りの政策課題を提示し、各プログラムがどの政策課題と関係するかを提示。

2. 計画期間における重点目標

厳しい財政状況の下で「選択と集中」の視点を明示

○政策課題、プログラムとは異なる視点（緊急性・重要性）から、計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する「選択と集中」の基準を明示。

基準

①今整備をしないと国際競争力を著しく喪失するおそれのあるもの

②今整備をしないと将来世代に大きな負担を課すおそれのあるもの

③今整備をすることで大きな経済効果をあげるもの

④今維持管理（更新）を行わないと将来極めて危険となるおそれのあるもの

○上記の選択基準を踏まえ、必要な事業量（規模）について（例えば政策課題ごとに）明示することを検討。

3. 計画の実効性を確保する方策

従来からのPDCAサイクルに加え、プロセス改革、人材育成等を推進

・審議会による評価

社会資本整備審議会・交通政策審議会は、重点計画の実施状況について定期的に報告を受け、必要に応じ改善等の提言。

・広域ブロックごとの社会資本整備方針

広域ブロックごとの社会資本整備事業の効率的・効果的な実施に関する方針の策定。

・「地域計画」（仮称）の提案

地方公共団体は、地域における内発的な取組により目指す方向と、必要な社会資本整備事業等を盛り込んだ「地域計画」を国に提案。同意した場合は、国・関係地方公共団体は、当該計画を踏まえて、社会資本整備事業等を実施するよう努める。

・必要な方策等の明示

PPP/PFIの活用、人材育成、技術開発等の社会資本整備の進め方に関する方針を明示。

骨子策定後の検討状況

国土交通省

（骨子策定時）　　（現在までの検討状況）

1. プログラムごとの目標設定

・ プログラムごとの目標（案）及びアウトカム指標（案）は、大部分が未設定。

→

・ 政府の各種計画等から、プログラムごとの目標（案）を検討（一部については、数値目標を設定）。
・ アウトカム指標（案）についても、策定作業を進めている。

2. 施策・事業の内容の精査

・ プログラムごとに、関連する施策・事業の案を列挙。

→

・ 計画部会委員との意見交換を通じて、プログラム達成に寄与する施策・事業を精査し、それぞれのプログラムとの関連性を明らかにした。
・ 一部の施策・事業については、プログラムへの寄与度の大きさを整理。
・ 震災を踏まえ、新たな施策・事業の追加を検討。

3. プログラム案の再編

・ 42のプログラムを提示。

→

・ 震災を踏まえ、防災・減災関連のプログラムについて再編を検討。
・ 他のプログラムについても、再編を検討。

プログラムごとの目標設定（イメージ）

国土交通省

第5回計画部会で示した プログラムのアウトカム指標（案）等

（プログラム）
交通事故のない社会を目指す

（プログラム目標（案））
（未設定）

（アウトカム指標（案））
道路交通事故死者数、同死傷者数

（プログラム）
外国人観光旅客の来訪を促進する

（プログラム目標（案））
（未設定）

（アウトカム指標（案））
（未設定）

政府の計画等をもとに、目標の案等を検討

現在検討中の プログラム目標、アウトカム指標の案

（プログラム）
交通事故のない社会を目指す

（プログラム目標（案））
未だ道路交通事故による死傷者数が90万人を超え、道路交通事故件数そのものを減少させることが求められていること、また、鉄道など大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大の事故となる恐れが常にある。これら交通事故に関し、人命尊重の理念の下に、究極の目標として、交通事故のない社会の達成を目指す。

（アウトカム指標（案））
道路交通事故死者数、同死傷者数

（プログラム）
外国人観光旅客の来訪を促進する

（プログラム目標（案））
国際相互理解の増進や我が国文化の発信、新しい文化の創造といった観点から、更なる外国人観光旅客の来訪増加を促進し、将来的には3,000万人とする。

（アウトカム指標（案））
訪日外国人旅行者数

施策・事業の内容の精査

国土交通省

○ 東日本大震災に際し、燃料油の輸送は、個々のインフラの整備（事前の耐震補強の対策を含む）や、早期の応急復旧はもちろん、事前の事業継続計画の想定や、多モードの円滑な組み合わせ、全体的なオペレーションの実現など、ハード・ソフトの連携がなければ達成されなかった。

○ 現時点でのプログラムに、今回の知見を踏まえた施策・事業を追加することが必要ではないか。

プログラム	大災害発生時の広域的な救援活動、応急対策支援等が円滑に行われるようにする

関連する施策・事業（案）

〈現時点での施策・事業案〉

- ■耐震強化岸壁等の整備
- ■道路橋の耐震対策の推進
- ■空港等の耐震性向上
- ■防災公園の整備
- ■TEC－FORCEの体制強化
- ■事業継続計画（BCP）の策定支援
- ■電子国土基本図・災害復興計画基図の整備

等

今回の震災から得られた知見を踏まえ追加が考えられる新たな施策・事業例

- ■多モードの円滑な組み合わせによる物流ルートの確保
- ■災害時物流を後方で支援する機能の強化

等

各事業・施策間の連携、ハード・ソフトの連携を考慮

今回の震災を踏まえたプログラムの変更（イメージ）

国土交通省

○ 現在のプログラムでは、地震については「地震に強い国土づくり・まちづくりを行う」のみを設定。
○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、
　・「津波に強いまちづくり」
　・「災害の発生により損なわれる機能をカバーするシステムの構築」
等のプログラムを新たに設定する等、災害関係の項目の再編を検討する必要があるのではないか。

「津波に強いまちづくり」に関連する施策・事業（案）

■海岸保全施設の整備

■津波防災に資する緑地の整備

■GPS波浪計等による津波監視の強化

■避難計画の策定、避難訓練、防災教育

■避難路の整備

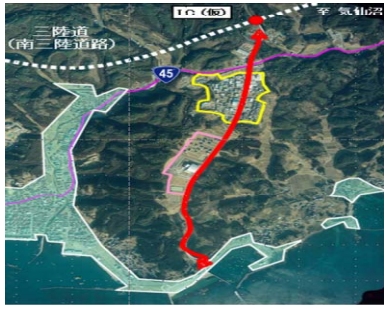

■避難ビルの整備

■津波ハザードマップの作成

■街区の嵩上げ

■集団的移転の促進

■津波による被害が予想される区域における建築制限

プログラムの変更（イメージ）

国土交通省

第5回計画部会で示したプログラム

防災・国土保全関連

- 水害に強い国土づくり・まちづくりを行う
- 地震に強い国土づくり・まちづくりを行う
- 土砂災害に強い国土づくりを行う
- 雪害に強い国土づくり・まちづくりを行う
- 地震、火災の発生時に大きな被害が発生しうる古い住宅地の危険を解消する
- 大災害発生時の広域的な救援活動、応急対策支援等が円滑に行われるようにする
- 温暖化により激甚化する災害（高潮、ゲリラ豪雨等）に適応した国土づくり・まちづくりを行う

東日本大震災の教訓を踏まえ変更

プログラムの変更イメージ

防災・国土保全関連

- 水害に強い国土づくり・まちづくりを行う
- 地震に強い国土づくり・まちづくりを行う
- **津波に強い国土づくり・まちづくりを行う**
- 土砂災害に強い国土づくりを行う
- 雪害に強い国土づくり・まちづくりを行う
- 地震、火災の発生時に大きな被害が発生しうる古い住宅地の危険を解消する
- 大災害発生時の広域的な救援活動、応急対策支援等が円滑に行われるようにする
- 温暖化により激甚化する災害（高潮、ゲリラ豪雨等）に適応した国土づくり・まちづくりを行う
- **災害の発生により損なわれる機能をカバーするシステムを構築する**

今後の検討方針（案）

国土交通省

1．新たな社会資本整備重点計画に盛り込むべき事項

（1） 基本的な政策分野に即した社会資本整備が目指す姿

社会資本整備が目指す姿について、国民にとって真に必要な施策・事業を総合的に明らかにする。

（2） 計画期間における重点目標

震災後の状況を踏まえ、基準の見直しを検討する。

2．今後の検討スケジュール

- ○ 8月中　　中間とりまとめ （上記1．（1）を中心に検討を進める）
- ○ 9月以降　地方公共団体等の意見聴取、パブリック・コメントの募集
- ○ 12月中　　最終答申（予定）

資料　２－３

平成 23 年 8 月 2 日
第8回　社整審・交政審計画部会資料より抜粋

社会資本整備重点計画の見直しに関する中間とりまとめ（たたき台）

目　次

１．　社会資本整備重点計画見直しの経緯とこれまでの計画部会における議論

（1）　社会資本整備重点計画見直しの背景・経緯

（2）　社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会での議論

２．　東日本大震災を踏まえた社会資本整備のあるべき姿の再検討

３．　新しい社会資本整備重点計画の概要

（1）　基本的な政策分野に即した社会資本整備のあるべき姿
・プログラム別政策目的体系の導入について
・政策課題別のあるべき姿
・プログラム別のあるべき姿

（2）　計画期間における重点目標

（3）　社会資本整備重点計画の実効性を確保する方策

４．　おわりに

※今後、中間とりまとめに向けて、項目の追加、統合、入替え、その他の変更があり得る。

・明朝は、「骨子（2010 年 12 月）」の内容を踏襲している箇所
・ゴシックは、中間とりまとめで追記する箇所

社会資本整備重点計画の見直しに関する中間とりまとめ（たたき台）

1．社会資本整備重点計画見直しの経緯とこれまでの計画部会における議論

（1） 社会資本整備重点計画見直しの背景・経緯

○　我が国は、深刻な財政状況の下、経済・社会の閉塞感、将来への不安が高まっている。こうした中で、昨年5月、国土交通省成長戦略会議において、社会資本整備を含む国土交通省の政策について、「選択と集中」、「民間の知恵と資金の活用」など、旧来のメカニズムを大きく転換するべきとの提言がなされた。

○　併せて、一昨年来、公共事業予算の削減や事業評価の改善など、公共事業の進め方について抜本的に見直すとともに、治水、高速道路、港湾、空港など、個別の分野ごとに今後の整備等のあり方について見直しが進められている。

○　今後の社会資本整備については、上記のような昨今の大きな変化を踏まえ、国民にとって真に必要な社会資本整備を戦略的に進めることが必要である。そのためには、社会資本整備を進める上での指針となる現行の「社会資本整備重点計画」（以下「重点計画」という。）を抜本的に見直し、社会資本整備の必要性を、国民によりわかりやすい形で提示するほか、厳しい財政状況の下で事業を実施する上での「選択と集中」の視点を明示することが求められる。このため、平成22年7月26日、社会資本整備審議会総会及び交通政策審議会総会並びに両審議会計画部会の合同会議において、国土交通大臣から、重点計画の見直しについて両審議会に付議され、同計画の見直しに着手したところである。

（2） 社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会での議論

○　計画部会では、現行の重点計画について、主に以下のような問題点が指摘された。

1）　重点計画は、それ以前の事業別計画が予算硬直化を招いたとの批判を受けて策定されたものであり、事業費を明示せず、それに変わって「アウトカム指標」を提示するものとなっている。しかし、重点計画で示されているアウトカム目標とそれに係る指標がわかりにくく、計画が目指すところが国民に理解されにくい。

2）　事業別計画を廃止して重点計画に一本化して「縦割り」を排除したことで、重点化が図られるとしていたが、現行計画の「活力」「安心」「暮らし・環境」等の視点で横断的に整理された重点目標ではかえって総花的で、重点化になっていない。

3)　総論が「総花的」である一方、具体の事業は縦割りで整理されており、戦略性が見られない。

4)　計画の実効性を担保する方策が十分に示されていない。

○　上記の指摘を踏まえ、新たな重点計画については、以下の方向で体系化すべきとの議論がなされた。

1)　事業の効果を事業ごとに記述するのではなく、政策目標を実現する手段として、どのような事業・施策を連携させることが必要であるかを明らかにすることで、社会資本整備が目指す姿を総合的に提示するとともに、可能なものについては、各事業に関するアウトプット指標（事業実施に関する必要量、箇所数等）も含めて国民にわかりやすく提示する。

2)　計画期間内に重点的に取り組む必要がある事業の「選択と集中」の視点を、上記とは異なる切り口で明示するとともに、それがどの程度必要なのかという量的なイメージを国民にわかりやすく提示する。

3)　重点計画を「絵に描いた餅」にしないよう、従来からなされている「PDCA」等の手法だけではなく、計画の実効性を確保するために必要な方策を明示する。

○　その後、本年３月１１日に発生した東日本大震災は、我が国の観測史上最大の巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという、未曾有の災害となった。この大震災を踏まえ、何よりも社会資本整備の最も重要な使命が「国民の命と暮らしを守る」ことを改めて強く認識し、計画部会では、上記の方針に加え、大震災を踏まえた今後の社会資本整備のあり方について議論を行った。

2. 東日本大震災を踏まえた社会資本整備のあるべき姿の再検討

東日本大震災の経験から、我が国は地震・津波の大きなリスクにさらされていること、何よりも社会資本整備の最も重要な使命が「国民の命と暮らしを守る」ことにあることを、国民の多くが改めて認識した。

また、個々の社会資本は、本来その施設が求められる機能を十分に発揮するだけでなく、他の施設やソフト施策との組み合わせにより、総合的かつ多様な効果を発揮することが期待される。

社会資本整備に求められる使命を十分に果たすためには、今後もこのような大災害が発生しうることを念頭に、津波対策の考え方の中で明らかにしてきた、低頻度で大規模な災害に対する「減災」の考え方について、他の災害対策にどのように反映されるか等について検討し、以下の視点から、限られた財源の中で最も合理的かつ効率的な社会資本整備のあり方について検討すべきである。

○ 災害への対応力を高めるための対策の充実

今後発生すると想定されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の大規模地震や、台風等による風水害、土砂災害などの災害においても、大規模な被害の発生を防止するため、ソフト施策との連携を図りつつ、構造物の災害への対応力の向上などにより、強靭な国土基盤の構築を図ることが重要である。

そのため、個々の構造物について、その機能を十分に発揮し続けることができるよう適切に維持管理・更新を行うことが重要である。また、必要に応じて個々の構造物の耐震性・耐浪性を確保するほか、外力に対してできる限り粘り強く作用するよう検討すべきである。

また、例えば避難計画の策定、防災訓練の実施、情報収集伝達体制の確保、防災教育等のソフト施策の充実についても、検討すべきである。

○ 災害の発生により損なわれる機能をカバーするシステムの構築

今回の大震災のような未曾有の大災害が生じた場合であっても、国民の安全・安心を確保するためには、それぞれの機能に応じ、国土全体や、地域全体で支え合える体制を構築する等、災害に強いしなやかなシステムを持つ国土への再構築を図ることが重要である。

そのため、相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化に向け、特に災害発生時の緊急輸送路やシームレスな物流網等の確保に向けた代替性・多重性の確保や被災時に活動を継続させるための対策（バックアップ、スイッチング、BCPの検討等）について検討すべきである。また、避難や救援活動の拠点として、例えば道の駅やSA／PA、駅前広場等を計画的、積極的に活用するための方策についても検討すべきである。

○ 地域の産業・経済に活力を与え国際競争力を確保する災害に強い都市・交通基盤等の形成

災害の発生は、サプライチェーンを通じて、被災地のみならず、国内外の産業、経済に影響を与える。今回、「大都市の脆弱性」が露見し、国内における生産撤退、海外移転などわが国の雇用、経済、さらには将来の成長可能性にも影響した。

従って、大災害による日本経済、国際競争力の低下を防止するため、インフラ整備全体の「選択と集中」を図る中で、我が国の基幹産業、地域産業を支える都市・交通基盤を災害に

強いものにすることが重要である。

○ 災害に強く、暮らしの安全・安心を守り、環境と調和したまちづくりの実現

人口減少や高齢化の進展に伴い、地縁型のコミュニティが弱体化し、地域社会の防災力の低下が懸念される。そのため、高齢者等に配慮し、住民相互や地縁型コミュニティの中で助け合う共助を進められるよう、住民間の交流の場づくりや相互扶助など地域コミュニティを維持・再生し、住民相互のコミュニケーションを通じた防災意識の強化を図ることが重要である。

また、災害に強いまちづくりを進める際には、コンパクトなまちづくり、再生可能エネルギーの導入など低炭素社会の実現や、災害廃棄物のリサイクルなど循環型社会の実現、自然との調和などの視点のほか、日常生活を支えるモビリティの確保等にも十分配慮すべきである。

上記の視点に留意し、新たな社会資本整備重点計画に関する最終答申に向け、プログラム別のあるべき姿やプログラムに関連する施策・事業について、具体的な検討や見直しを進めるべきである。

3. 新しい社会資本整備重点計画の概要

（1）基本的な政策分野に即した社会資本整備のあるべき姿

① プログラム別政策目的体系の導入について

○　社会資本整備が目指す姿を、「国土」、「生活」、「産業・活力」という基本的な政策分野に即して、事業別ではなく、国民の視点に立った横断的な政策目標に照らして、総合的に明らかにする。その際の政策目標は、社会資本はその整備・運営や効果が長期間に渡るものであることを踏まえ、計画期間よりも長期なものを想定する。

○　具体的には、同じ政策目標を共有する事業、施策の集合体を「プログラム」ととらえ、プログラム単位で、関連する事業、施策の概要を明らかにする。その際、プログラムに係る政策目標は、国土形成計画等で提示されている政府全体の政策目標から、社会資本整備に関係の深いものを選定して整理する。

○　基本的な政策分野ごとに、以下のような視点で大括りの政策課題を提示し、各プログラムがどの政策課題と密接に関係するかを体系的に示す。

1）　各分野で最も基本的な、持続可能で安全な国土や生活、地域等を維持する上で取組が必要な政策課題

国土　　→「国土保全」
生活　　→「暮らしの安全」
産業・活力　→「地域の活性化」

これらの政策課題については、関連する事業・施策等を実施することで、将来の姿がどのように改善するかをわかりやすく示す。

2）　国や地球規模の大きな環境変化、国土構造等の大転換に対して、危機意識をもって取り組むべき政策課題

国土　　→「地球環境」
生活　　→「少子・高齢化」
産業・活力　→「人口減少」

これらの政策課題については、目指すべき目標を実現するために、どのような取り組みが必要か、新たな施策等の提案も含めて提示する。

3）　新たな成長や価値を創造する国家戦略・地域戦略の実現を目的とする政策課題

生活　　→「快適な暮らしと環境」
産業・活力　→「交流の促進、文化・産業の振興」「国際競争力」

これらの政策課題については、社会資本整備関係の事業・施策の実施と将来像との関係について、地域の特性等に応じて柔軟に提示し、パブリックコメント等の場を通じて、目指す姿について幅広い意見を求める。

② 政策課題別のあるべき姿

「政策体系自体を体系化、重層化する必要があるのではないか」とのご指摘を踏まえ、９つ政策課題について、その必要性やあるべき姿について示す。

○ 国土保全

有史以来日本列島に居住してきた人々が厳しい自然条件に対する備えを施しつつ、それぞれの時代に応じて国土に対する様々な働きかけを行ってきた結果、我が国を形成する様々な蓄積は相当なものとなっている。しかしながら、急激な経済成長期など時代のニーズに対応して蓄積されたものの中には、量的な充足を第一義的に考えてきたものもあり、防災や国土管理を進め、持続可能で安全な国土を維持するという観点からは改善の必要が生じているものがある。

成熟期を迎えた我が国にふさわしく、将来にわたる国内外の様々な変化にも柔軟に対応することが可能な国土となるよう防災対策、国土の適切な管理を通じた自然環境の保全・再生、健全な水循環の再生や生態系の維持・形成を進め、美しい国土を守り、次世代へと継承していくことが求められている。

【防災対策】

持続可能で安全な国土を維持する上で、まず重要となるのが防災対策である。我が国は、度重なる地震災害や水害などによる国土の脆弱性を有しており、特に未曾有の大災害となった東日本大震災を受け、改めてその重要性が国民の間で再認識されている。

我が国の防災対策の歩みを振り返ると、まず、現代の防災対策は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に制定された災害対策基本法及び同法に基づく防災基本計画において、その基本が定められた。防災の目的は「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する」ものとされ、防災行政を総合的かつ計画的に推進することとされた。

その後、高度経済成長期に入り、市街化の進展に対応して社会資本整備とまちづくりの調和が求められるようになるなどの経緯を経て、平成7年に発生した阪神・淡路大震災後は、地震対策における「減災」対策の重要性が強く認識されることとなった。「減災」を重視する考え方は、その手法とともに更に発展し、ハード事業だけでなくソフト事業も組み合わせた総合的な防災対策が制度的に取り組まれるようになり、例えば、土砂災害警戒区域の指定やハザードマップの整備による警戒避難体制の整備など、ソフト対策をより重視する取組が行われるようになった。

さらに、平成17年には、大規模地震について、事前対策を一層加速させ、被害の軽減を図るため、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について「減災目標」を定めるという方針が決定された。

このようにこれまでにも様々な防災対策が講じられてきたが、我が国は、そもそも災害に対して脆弱な国土条件を有しており、複数のプレート境界に位置していること、多くの活断層の存在などから東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震・津波の発生等が懸念されている。加えて、急速な都市化の進展と河川流域の開発という社会的要因により、国土の 10%の洪水氾濫区域（洪水時の河川水位より地盤の低い区域）に、総人口の約 50%の人々が居住し、全資産の約 75%が集中するなど、洪水や高潮、津波による災害により大きな被害を受けやすい構造にある。

さらに、気候変動による海面水位の上昇、大雨や台風の強度の増加等により、中長期的な将来においては、河川氾濫等の頻度や規模の増大による壊滅的な被害の発生が懸念されるなど、災害リスクが高まっている。

平成23年に発生した東日本大震災は、我が国の観測史上最大のマグニチュード9．0という巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという、未曾有の災害となった。我が国は災害の大きなリスクにさらされており、「災害には上限がない」こと、何よりも社会資本整備の最も重要な使命が「国民の命と暮らしを守る」ことにあることを、国民の多くが改めて認識した。

これらを受け、社会資本整備に求められる使命を十分に果たすためには、多様で激甚な災害のリスクの増加や災害の広域化・複合化・長期化の恐れに対応する必要があり、災害に強い国土の形成に当たっては、災害の素因となる地震やこれによる津波、火山噴火、豪雨、豪雪、高潮等による災害が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方に基づき、ハード対策だけでなく、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、人命を守りつつ被害を出来る限り軽減する「減災」のための対策を進めていくこととする。

今後も東日本大震災のような津波災害が発生しうることを念頭に、低頻度で大規模な災害に対する「減災」の考え方については、津波以外の災害対策にも反映し、限られた財源の中で最も合理的かつ効果的に、持続可能で安全な国土を維持するための社会資本整備を進めていく。

【国土の管理】

持続可能で安全な国土を維持するためには、適切な国土管理を進めることも必要である。

国民が生活、生産等の諸活動を展開する共通の基盤であるとともに、現在及び将来における国民のための限られた資源である国土を、それぞれの時代の要請に対応しつつ、長期的かつ総合的な視点から適切に管理することにより、より良い状態で次の世代へ継承していくことが、使命である。

さらに、環境意識の高まりにより、各種公共事業において環境に配慮した事業や水質浄化等を行うとともに、我が国の自然環境を健全なものに蘇らせるための自然再生推進法の施行などを受け、それに基づく自然再生の取組が行われてきた。

今後美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を適切に管理し、回復していく各地

域における取組を進めるとともに、地域間や多様な主体間での連携を図り、美しい国土の管理と継承に向けた重層的な取組を進める。さらには、流域圏における健全な水循環系の構築や、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進に加え、流域全体での総合的な治水対策等を推進するとともに、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟等を有機的につなぐ生態系のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するなど、循環と共生を重視した国土の管理を進めていく。

○ 暮らしの安全
○ 地域の活性化
○ 地球環境
○ 少子・高齢化
○ 人口減少
○ 快適な暮らしと環境
○ 交流の促進、文化・産業の振興
○ 国際競争力

その他の政策課題についても国土保全と同様に、中間とりまとめまでに文章化を図ることとする。
記述概要については、別紙1に示す。

③ プログラム別のあるべき姿

・ プログラムの提示方法の方向性を、中間とりまとめに示す。（別紙2参照）

・ 最終答申までにプログラム別に成案を完成させる。

（2） 計画期間における重点目標

別紙3の論点をもとに、ご議論いただき、中間とりまとめで「選択と集中」の基準について明らかにする。

（3） 社会資本整備重点計画の実効性を確保する方策

① 審議会による評価

社会資本整備審議会・交通政策審議会（計画部会）は、重点計画で掲げた目標等（今回導入を検討しているアウトプットや事業量（規模）等も含む。）の達成状況、事業・施策の実施状況について定期的に報告を受け、必要に応じ改善等に係る提言を行う。

② 広域ブロックごとの社会資本整備方針の策定

新たな政策目標のもとに国土の骨格を成す基盤を戦略的に整備するため、国は、重点計画で広域ブロックごとの社会資本整備に関する基本的方向を明らかにし、それに基づき、ブロックごとの社会資本整備事業の効率的かつ効果的な実施に関する方針を策定する。

③ 「地域計画」（仮称）の提案

地方公共団体は（他の地方公共団体や地域の民間事業者・経済団体等と連携することも含め）、地域における内発的な取り組みにより目指す方向と、必要な社会資本整備事業等を盛り込んだ「地域計画」（仮称）案を提案することができることとする。国が提案主体と調整の上、計画に同意した場合は、国及び関係地方公共団体は、当該計画を踏まえ、社会資本整備事業等を実施するよう努めることとする。

④ 必要な方策等を計画で明示

PPP／PFIの活用、人材育成、技術開発等の社会資本整備の進め方に関する方針について計画で明示する。

4. おわりに

今後、プログラムごとの具体的目標や、施策・事業の内容等については、最終的な計画の策定に向け、上記を十分に踏まえながら検討を進める。

また、実効性を確保する方策についても、最終的な計画の策定に向け、引き続き検討する。

資料2－3　別紙1

政策課題別のあるべき姿に記載する事項の案

○政策課題　：　暮らしの安全

課題

・　都市化の急速な進展に対応するため，災害に強い都市構造の形成を図るとともに，防災に配慮した土地利用への誘導、高層ビル，地下街等の安全確保対策等を講ずる必要がある。
（防災基本計画H20．2．18）

・　行政、地域、企業・住民それぞれがハザードや都市の脆弱性を認識、対応策を持ち、平常時から連携して取り組むことが必要。
（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

・　未だに道路交通事故による死傷者数が90 万人を超え，道路交通事故件数は依然として高い状態で推移しており，事故そのものを減少させることが求められている。
（交通安全基本計画H23．3．31）

・　列車の運行が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては，一たび列車の衝突や脱線等が発生すると，多数の死傷者を生じるおそれがある。また，ホーム上で又はホームから転落して列車に接触するなどしたことによる人身障害事故が増加していることから，利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。
（交通安全基本計画H23．3．31）

・　東日本大震災の発生により、我が国のエネルギー構造がリスクに対して脆弱であることが明らかとなった。　（新成長戦略実現会議資料　H23．6．7）

目指す方向性

・　都市の経済活動や人々の生活が、大規模地震、集中豪雨等の自然災害等により、大きな影響を受けない災害に強い都市を整備し、大規模な災害等が発生した場合に、都市機能の円滑な復旧が確保されるよう、必要な対策をあらかじめ講じる。
（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　大規模な災害等の不測の事態が実際に発生した場合に、復旧等に向けた措置が的確に行われるよう、災害発生の対応に関するノウハウを地方公共団体と共有するとともに、緊急輸送道路の整備、ライフラインの防災対策、帰宅困難者対策、復旧・復興活動の拠点の整備や避難場所となる施設の耐震化等を重点的に進める。　（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　即地的なリスク情報を十分に活用するため、各分野でハザードマップの整備を進めるとともに、使用する目的に応じてわかりやすい形で整理、周知すること等を通じて、住民等の「自らは自らが守る」意識を高める。

（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

・　自動車と比較して弱い立場にある歩行者，すべての交通について，高齢者，障害者，子ども等の交通弱者の安全を一層確保する。

（交通安全基本計画　H23．3．31）

・　人命尊重の理念に基づき，また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して，究極的には交通事故のない社会を目指す。　（交通安全基本計画　H23．3．31）

・　国民が安心して利用できる，一層安全で安定した鉄道輸送を目指し，重大な列車事故やホームでの事故への対策等，各種の安全対策を総合的に推進していく。

（交通安全基本計画H23．3．31）

・　安全・安定供給・効率・環境の要請に応える新たなエネルギー構造の実現に向けた取組を強化する。　（政策推進指針H23．5．17）

○政策課題　：　地域の活性化

課題

・　各地域の都市・まちにおいては、財政制約が厳しい中、自発的に地域の個性と強みを活かして地域のポテンシャルを活性化させていく必要がある。
（国土交通省成長戦略H22．5．17）

・　近年における社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、地域の創意工夫を凝らした自主的な取組を進めることが重要である。　（地域再生基本方針H23．4．26）

・　外国人の多様性を受け入れるだけの観光資源を有しているだけでなく、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる地方都市にとって地域経済の活性化の切り札となる観光振興を進める必要がある。　（新成長戦略　H22．6．18）

・　地理的、自然的、社会的特性によって、産業基盤、生活環境の整備等の基礎的条件が他の地域に比較して低位となっている地域がある。人口減少、高齢化などによりこのような地域を取り巻く状況はなお厳しいものとなっている。　（国土形成計画　H20．7）

目指す方向性

・　やる気とアイディアを有する地域・都市・まちが、例えば観光などとも連携した自発的・戦略的な地域・まちづくりやインフラ施設の維持管理・リニューアルを行いやすくする。
（国土交通省成長戦略H22．5．17）

・　観光立国にとって不可欠な要素として、交通アクセスの改善と合わせて安全・安心なまちづくりを進める。　（新成長戦略H22．6．18、国土交通省成長戦略H22．5．17）

・　都市・地域が連携して様々な分野の交流・連携を図り、自立性の高い圏域の形成と地域振興を加速させる。　（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　地域・まちの様々な主体が、行政区域を越えて連携し、観光資源のネットワーク化、商品づくり、情報発信、人材育成などを行う体制（プラットフォーム）を構築することで、地域が一体となって観光を振興させる。　（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　人口減少により地域コミュニティの基盤がますます弱体化することが予想される中で、地域の声を可能な限りくみ取り地域活性化施策を講じていく上では、地域の「官」と「民」が互いに連携して新たに地域の活性化を模索する動きが見られる。
「官」と「民」とで異なる役割を補完し、互いに連携（＝協働）して地域固有の資源を活かしつつ自発的に地域の活性化を進めるために、構成員間の合意により戦略として結実させ実現

するための組織や基盤づくりが必要。　　（国土政策検討委員会報告　H23．2）

・　人口減少の進展が著しい地域等において、我が国のコミュニケーションにおける深刻な問題が顕在化しつつある。
　これに対し、地域の住民、民間企業、行政等の中に、地域の課題を地域で解決しようとする取り組みが生まれている。これらの担い手に対して資金・資源等が投入されやすくする環境の整備や、中間支援組織等によるノウハウ提供などの非資金的支援を行うことが有効である。　　（国土政策検討委員会報告　H23．2）

・　幅広い関係者による地域プラットフォームの形成等により、地域の豊かな観光資源を活用した観光スタイルを構築する。　　（復興基本方針　H23．7．29）

・　観光による地域の活性化にも資する美しく魅力あるまちづくりを推進するため、都市に継承された文化・歴史をいかした良好な都市景観の形成、特色ある文化芸術の活用・創造・発信及び担い手の育成、街のにぎわいの創出等を推進する。
（都市再生基本方針H23．2．4）

・　地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域については、伝統的な文化、豊かな自然環境、地場産業などの地域固有の資源や特性を活かして、ハード対策だけでなく、新たな時代のニーズに合ったソフト対策も推進する。
（国土形成計画　H20．7）

○政策課題　：　地球環境

課題

・　都市における経済活動や人々の暮らしは、国際的に削減が求められている温室効果ガスの排出のほか、廃棄物の排出、大気、水、土壌の汚染等の環境負荷の増大や、生物多様性の損失、ヒートアイランド現象の進行等を引き起こすことを踏まえ、環境負荷の小さい都市を目指すとともに、生物多様性の保全等を通じ、自然との共生を図ることが重要である。
（都市再生基本方針H23．2．4）

・　CO2の大幅な削減の必要性に伴い、都市のコンパクト化と併せた都市・街区単位での面的なエネルギーの効率的利用の促進が課題となっている。
（国土交通省成長戦略H22．5．17）

・　天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続的な循環型社会の形成を実現していくことが喫緊の課題。（第3次環境基本計画H18．4．7）

目指す方向性

・　温室効果ガスの排出抑制に加えて、地域に与える環境負荷の低減を図ることも重要であることから、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分の推進等により、都市から発生する環境負荷の低減及び自然との共生を推進する。（都市再生基本方針H23．2．4）

・　公共交通の利用促進等による都市・地域構造の低炭素化、再生可能エネルギーやそれを支えるスマートグリッドの構築、適正な資源リサイクルの徹底など、エコ社会形成の取組を推進する。（新成長戦略　H22．6．18）

・　再生資源の持続的利用を推進する観点から、バイオマス等の利活用の促進や、適切な森林の整備・木材利用等の促進を図る。（国土形成計画　H20．7）

・　循環資源等の性質に即した望ましい方法・規模で3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））及び適正処分を進める。そのため、効率的で安全性の高い循環資源等の輸送システムを活用するとともに、リサイクルポート、エコタウンなどの静脈物流拠点の形成や活用を図る。（国土形成計画　H20．7）

○政策課題　：　少子・高齢化

課題

・　少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯を中心に、高齢者人口が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが子どもを生み育てることのできる社会を構築することが大きな課題となっている。　（都市再生基本方針H23．2．4）

・　まちの人口・世帯数や年齢構成、個々の世帯の家族構成等が、大きくまた急速に変化していくことにあわせて、住・生活環境なども柔軟に変化できるようにしていく必要がある。
（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　地方公共団体は、借入金が急激に増加する中、高齢化の進展等により、福祉、医療等に要する経費はますます増大し、それに伴って投資的経費は大幅に減少してきている。一方で、高度経済成長期を中心に大量に整備されてきた都市基盤等の既存ストックは、市街地の拡大に伴って面的に拡がりつつ、老朽化等が進んでおり、維持管理・改築更新費の増大が予想されることなどから、コストの効率化が求められている。
（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

・　高齢社会においては、住民の共助が必要になっている。生活環境に共有の空間や役割分担を取り入れることによって、「共助」を生み出していくことが必要である。
（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　東日本大震災の被災地においては、震災前から相対的に高齢化が進んだ地域が少なくなかったところ、震災により生活基盤が破壊され、このままでは、復興を支えるコミュニティそのものが成り立たない地域が生じかねない。
（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　公共交通の利便性低下が高齢者の外出の阻害要因の1つとなっており、それが、結果、まちなかの衰退にもつながっている。　（国土交通省成長戦略　H22．5．17）

目指す方向性

・　少子高齢化の進展を踏まえ、今後人口の増加する高齢者が安心して快適に生活し活躍することができる環境を整備すること、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を整備する。　（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　「高齢者が住みやすい、子どもが育てやすいまちづくり」の視点でもって、個々の住宅だけの観点ではなく、生活環境の向上や、優良なコミュニティの形成といった「まちづくり」の発想を重視する。　（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　住環境の中で求められる必要な機能を統合・集積し、ネットワーク化により包括的に提供する。住民が参加しやすい環境を整備するためにアクセスしやすい範囲に拠点を設ける。

（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　コンパクトシティに向け、将来を見据えた適切なまちづくりをするとともに、既存の施設・設備についても、柔軟な発想で転用等の工夫を行う。

（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　高齢化社会においては、これまでの社会と異なり、まちの人口・世帯数や年齢構成、個々の世帯の家族構成等が、大きくまた急速に変化していく。そうした変化に対応して、生活環境なども柔軟に変化できるようにしていく必要がある。

（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　住民の健康を守っていく上でも、生きがいのある生活を送っていく上でも、「共助」を生かせる空間づくりやシステムの設計が求められる。こうした努力により、真の豊かさを享受し続け、信頼と「絆」によって結ばれたコミュニティが維持されていく。また、縦割りでない、地域や住民の目線に立ったサービスが提供される必要がある。医療・介護などの地域包括ケアや諸サービスのワンストップ化・連携の強化等を進めていく必要がある。

（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　健康増進のための活動に取り組みやすい環境の整備を進め、病気や寝たきりの防止等を通じ、医療・介護コストの低減につながるまちづくりを推進する。

（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　高齢者が都市において安心して生活できるよう、住宅・建築物、公共交通機関、道路、信号機、公園等のバリアフリー化を積極的に推進する。　（都市再生基本方針　H23．2．4）

・　医療・商業施設等の暮らしの利便施設のまちなかへの集約化、公共交通の利便性の向上、移動支援などへのICTの積極的活用等により、サステナブルな都市・まち経営と人に優しいまちなか居住・コンパクトシティを実現する。　（国土交通省成長戦略　H22．5．17）

○政策課題　：　人口減少

課題

・　人口減少を始めとする経済社会情勢の変化が進展し、公共交通、医療、福祉などの社会的サービスの継続が困難となり、あるいは、従来以上にきめ細かな対応が必要となるなど、地域づくりを進める上で、様々な課題が生じている。　（国土形成計画　H20．7）

・　地方中小都市等では、地域活力の低下がみられるとともに、これから人口減少が加速する中で社会的諸サービスの維持の問題に直面しており、このような中で、地域の自立的発展を可能とする新たなモデルが求められている。　（国土形成計画　H20．7）

・　地域にとって必要な人材が不足している場合には、地域間での人の交流を進め、地域づくりの担い手となる人材の確保を図る必要がある。しかしながら、我が国の総人口は今後本格的に減少することから、「定住人口」の増加をすべての地域で実現することはできない。
（国土形成計画　H20．7）

・　人口減少に伴う地域空間の変化や地域活力の衰退に直面する我が国においては、人と人との絆を大切にしつつ、就業機会の創出や地域コミュニティを支える生活環境の向上など地域活力の再生をいかに進めていくかが課題となっている。
また、地域づくり・まちづくりを担う事業主体に求められる役割がより一層重要となってくる。
（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　まちを維持していくためには、既存のストックを有効に活用する方策が求められる。
（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

目指す方向性

・　近年における人口減少等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。　（地域再生基本方針　H17．4）

・　人口減少に悩む地方都市にとって、観光振興や公共交通体系の整備による国内外の交流人口の拡大や我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札となる。　（新成長戦略　H22．6．18）

・　まちの人口・世帯数や個々の世帯の家族構成等の変化に対応し、住民同士の「共助」を生かせるまちづくりを進めていくためには、住民が主体的にまちづくりに取り組み、自立的にコミュニティを維持していくプロセスが重要になる。こうしたプロセスに住民が参加することによ

り、自らのまちづくりに納得・合意したうえで、「共助」に積極的に参加し、人口等の変化に柔軟に対応できる持続的なエリア・マネジメントが実現できるようになる。

（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　地域づくり・まちづくりのプロセスが円滑に回っていくためには、これを進めて行く事業主体を適切に確保していくことが重要である。多くの場合、行政だけでなくコミュニティ・住民が主体として参加していくべきであろうし、NPOや学校、協力企業や外部から招いた人材など、地域の実情に応じた適切な参加者が、住民の主体性を尊重して、まちづくりを進めていく必要がある。あわせて、プロデューサー人材、コーディネーター人材等の確保・育成を図ることが不可欠である。（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

・　人口減少により地域コミュニティの基盤がますます弱体化することが予想される中で、地域の声を可能な限りくみ取り地域活性化施策を講じていく上では、地域の「官」と「民」が互いに連携して新たに地域の活性化を模索する動きが見られる。
「官」と「民」とで異なる役割を補完し、互いに連携（＝協働）して地域固有の資源を活かしつつ自発的に地域の活性化を進めるために、構成員間の合意により戦略として結実させ実現するための組織や基盤づくりが必要。（国土政策検討委員会報告　H23．2）

・　人口減少の進展が著しい地域等において、我が国のコミュニケーションにおける深刻な問題が顕在化しつつある。
これに対し、地域の住民、民間企業、行政等の中に、地域の課題を地域で解決しようとする取り組みが生まれている。これらの担い手に対して資金・資源等が投入されやすくする環境の整備や、中間支援組織等によるノウハウ提供などの非資金的支援を行うことが有効である。（国土政策検討委員会報告　H23．2）

・　人口減少社会のもとでは、コンパクトシティに向け、将来を見据えた適切なまちづくりをしていく必要がある。既存の施設・設備についても、柔軟な発想で転用等を工夫していく必要がある。（新成長戦略実現会議資料　H23．7．11）

○政策課題　：　快適な暮らしと環境

課題

・　我が国では、モータリゼーションの進展等による生活様式や産業構造の変化等を背景として、住民の生活行動や企業の活動が広域化し、拠点性を有する都市と当該都市に依存している周辺地域が一体となった都市圏の形成が進行してきた。その過程で都市機能が無秩序に拡散するとともに、中心市街地の多くで空洞化が深刻化している。

（国土形成計画　H20．7）

・　急激な都市化と人口集中を背景に、経済性や機能面を優先せざるを得なかった結果、多くの都市で、その都市空間の個性が失われ、美しさや心の豊かさの面で不満足な状態にあると指摘されて久しい。　（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

・　エネルギー使用の増加は、化石燃料資源の枯渇だけでなく、温室効果ガスの排出による地球温暖化、大都市における熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）による熱帯夜日数や熱中症の増加といった形で我々の日常生活に影響を与えている。また、都市に人口が集中するに伴い、大都市部での自動車に起因する局地的な大気汚染や、幹線道路周辺での騒音が依然として問題となっている。　（環境基本計画　H18．4）

・　生活排水は、水質汚濁負荷の主要な発生源の一つであり、特に湖沼や内湾などの閉鎖性水域において、汚濁の改善が十分には進まない原因ともなっている。これらの水域においては、富栄養化に伴い、アオコや赤潮の発生などにより、水生生物の生育・生息や水域利用上の障害などの影響が生じている。　（環境基本計画　H18．4）

目指す方向性

・　空洞化している市街地に都市の諸機能の集積を促し、良好な住環境や交流空間を再生する観点から、都市基盤の改善と適切な管理を行いつつ、都市の個性等を踏まえた土地利用の誘導を図っていく。　（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

・　日常生活や経済活動を支える基盤が整っているだけでなく、誇りと愛着を持って住み続けたい、働きたい、訪れたいと思える魅力ある都市とする。

（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

・　地球環境や地域の大気環境に配慮しつつ、安らぎや利便性のみならず活力や魅力あふれる都市づくりを目指す。そのため、災害リスクを考慮しながら、民間の活力や地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、ユニバーサルデザインの理念に基づき、水・緑豊かでうるおいや景観に配慮した環境整備を行っていく。その際、地域固有の歴史や文化を再評価し活かしながら、地域への愛着の情勢やそこに暮らしたくなるような魅力を創出していく。

（国土形成計画　H20．7）

・　環境面では、ヒートアイランド現象への対応のほか、自然環境の保全・再生・創出、沿道等における良好な大気環境の確保、海面処分場の確保等を進める。

（国土形成計画　H20．7）

・　環境負担を軽減する観点から、都市基盤整備、物流効率化の取組等による都市交通の円滑化に加え、公共交通や歩行者、自転車の優先、環境対応自動車等（電気自動車等）の普及等、低炭素型交通モードへのシフトを可能とする都市環境整備にも取り組む。

（都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会　H21．6．26）

○政策課題　：　交流の促進、文化・産業の振興

課題

・　地域独自の価値・魅力を活かした多様な地域づくりを進めていくためには、各地域の自助努力とともに、地域間の互恵の考え方に基づき、複数の地域間で人、物、資金、知恵、情報の双方向的な循環を形成し、ないところを相互に補いあう取組が不可欠である。
（国土形成計画　H20．7）

・　複数の地域間でないところを相互に補いあう取組を通じて、各地域が求める地域づくりを図るとともに、その波及効果により、住民の様々な活動や企業の生産活動等に係る多様な選択肢を提供し、生産の拡大、雇用の増大、文化活動の充実等を実現し、国土全体の価値と魅力を高めていくことが重要である。（国土形成計画　H20．7）

・　多様な価値・魅力を持つ地域を形成し、また持続可能なものとしていくためには、様々な資源の中でも人的資源が特に重要な要素となる。地域にとって必要な人材が不足している場合には、地域間での人の交流を進める必要がある。（国土形成計画　H20．7）

目指す方向性

（文化振興）

・　相互依存・補完関係にある各地域が、互いに交流・連携を促進し、固有の文化・伝統等に根ざした多様な地域特性を発揮していく。（国土形成計画　H20．7）

・　地域の歴史・伝統・文化の継承や国土基盤の質の向上、歴史に培われた都市の保全・整備、自然環境の保全・再生等を通じて、人の営みと自然の営みが調和した多様で良好なランドスケープの形成を図る。（国土形成計画　H20．7）

・　地域固有の歴史や文化を再評価し活かしながら、地域への愛着の醸成やそこに暮らしたくなるような魅力を創出していく。（国土形成計画　H20．7）

・　地域固有の伝統、文化、歴史等の魅力を生かし、旅行者にとって満足度や幸福度の高い、魅力ある観光地づくりに取り組む事を支援する。
（交通政策審議会観光分科会資料　H23．2）

（産業振興）

・　空洞化を防止し、新たな産業、市場構造に転換する取り組みを進める。
（新成長戦略実現会議資料　H23．6．24）

・　大学等は地域にとって重要な知的・人的資源であることから、大学等を含め広く教育・研究の振興を図るとともに、産学官連携による新産業の創出や地域の研究開発機能の強化を図り、地域への成果還元や大学等の知の拠点を核とした地域づくりを進めていく。

（国土形成計画　H20．7）

・　多様な働き方、住まい方、学び方等を可能とする多選択社会を実現するとともに、地方圏・農山漁村への居住などの動きをとらえ、地域の活性化等につなげていく。

（国土形成計画　H20．7）

・　高齢者福祉、子育て支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、地域・幹線交通の確保など地域における広汎な課題に対応する多様な民間主体による地域づくりに取り組んでいく。

（国土形成計画　H20．7）

○政策課題　：　国際競争力

課題

・　産業の空洞化を防ぎ、国内の企業立地を促進するとともに、国内産業の国際競争力を強化することが必要である。　（新成長戦略実現会議資料　H23．6．24）

・　世界的増大が見込まれている物流について、諸外国との交流・交易を活発に展開していくことは、我が国経済を成長、発展させていくうえで不可欠である。
（国土交通省成長戦略　H22．5．17）

・　ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進している。　（新成長戦略　H22．6．18）

・国の成長の牽引役としての大都市の再生を推進し、資金、人材等を呼び込み、企業活動を集積させることを可能とするような機能・環境を整備する必要がある。
（都市再生基本方針　H23．2．4）

目指す方向性

・　世界に先駆けて、課題を解決するモデルを提示することで、アジア市場の新たな需要に応えるとともに、こうした需要を捉えるため、海外との人的交流の強化、ハブ機能を強化するインフラ整備等を進める。　（新成長戦略　H22．6．18）

・　アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大かつ堅調であり、大震災の影響や海外動向等を踏まえつつ、インフラ海外展開を推進する。
（新成長戦略実現会議資料　H23．6．24）

・　世界の基幹海運・航空ネットワークの拠点となり得る国際的な規模と機能を有した競争力の強い国際港湾や大都市圏拠点空港等の一層の強化と各地域がアジアの近隣諸地域と直接交流していくための交通ネットワークの形成を促進していく。
（国土形成計画　H20．7）

・　産業空洞化の防止と国際競争力強化のため、国内設備投資の支援、中核分野の設備投資に係る国内分散化・複線化の促進、事業継続計画（BCP）の企業への浸透度の向上、交通インフラの整備等を実施し、サプライチェーンの強靭化を図る。
（新成長戦略実現会議資料　H23．6．24）

・　国の成長を牽引するエンジンである世界都市東京をはじめとする大都市について、世界中から人、モノ、金、情報を呼び込むアジアの拠点、世界のイノベーションセンターとなることを目指す。　（国土交通省成長戦略　H22．5．17）

プログラムの提示方法について（案）①

資料２－３　別紙2

○ プログラム作成の目的　（H22.12.21　骨子より）

◆ 同じ政策目標を共有する事業、施策の集合体をプログラムととらえ、プログラム単位で関連する施策・事業の概要を明らかとする　こと

◆ その際に、プログラム単位で、アウトカム（成果目標）及び関連する事業・施策の概要及びそれらのアウトプット（事業実施の必要量、箇所数等）をパッケージ化して提示することで、各事業・施策が目指す姿を総合的に明らかにする　こと

○ 現在までの作業状況

◆ 施策・事業の整理（棚卸し）を行い、プログラムとの関連について整理

◆ プログラム毎の目標の提示方法のイメージを作成

プログラムの提示方法について（案）②

国土交通省

○ これまでの作業で明らかになった課題

- 政策目標を達成するために、個々の事業・施策がどのように寄与するのかわかりづらい。
- プログラムに関連する事業・施策について、相互連携の手法や効果が不明確。
- プログラムに係る政策目標を達成するため、関連する事業・施策の中からどれを選択し実施すべきか、指針性が必要。

○ プログラムの提示方法

- 事業・施策の効果と政策目標（アウトカム）との関連性を、国民にわかりやすく提示することがプログラムの目的。
- そこで、以下を基本として、事業・施策の種類に応じた、効果の提示の仕方を検討してはどうか。

① 事業・施策の実施と、政策目標の達成とが密接に関連する場合には、事業・施策の今後実施すべき必要量、箇所数等を示すことを検討。

② 直接的な関連づけが難しい場合にも、事業・施策の実施が政策目標の達成のためにどのように（どの程度）寄与するか示すことを検討。

③ 単一の事業・施策の実施による効果のみではなく、複数の事業・施策を連携（組み合わせ）ることにより得られる効果を示すことも検討。

プログラムの提示方法のイメージ

国土交通省

プログラム	外国人観光客の来訪を促進する

プログラムの政策目標

国際相互理解の増進や我が国文化の発信、新しい文化の創造といった観点から、更なる外国人観光旅客の来訪増加を促進し、将来的には3,000万人とする。

アウトカム

訪日外国人旅行者数

関連する事業・施策

【首都圏空港の強化】
羽田空港の24時間国際拠点空港化を推進するとともに、成田空港のアジアのハブ空港としての地位確立を目指し、首都圏空港の機能を強化する。
・滑走路の延伸、エプロンの増設、航空交通システムの高度化
・首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイの推進

【LCCの参入促進】
LCCの参入に対応するため、受け入れ空港として必要な機能を強化する。

【空港旅客ターミナル諸施設の機能向上】
国際線乗り入れに必要な空港旅客ターミナル諸施設の整備を進める。

【訪日外国人旅行者の受入環境整備】
戦略拠点や地方拠点の整備、自主的な受入環境整備の支援等を行い、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を行う。

【無電柱化の推進】
市街地の幹線道路等において、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の振興、地域活性化等に資する箇所で、電線管理者等と連携して、電線類の地中化等による無電柱化を推進する。

【日本海側拠点港の形成】
日本海側各港湾の役割の明確化と施策の集中による、日本海側港湾のさらなる競争力強化を図り、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込んでいくための拠点港を形成する。

【客船クルーズの振興】
外国クルーズ船の日本寄港促進のためのソフト・ハードの取組を推進する。

【旅客船ターミナルビルの整備】
国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するための、旅客の乗降、待合等を快適にする施設を整備する。

：

③上記の事業・施策の中から、連携して実施することにより得られる効果を示す。

アウトプット

・羽田空港の発着容量を44.7万回（最短で2013年度中）に、成田空港の発着容量を30万回（最短で2014年度中）に増やす。
・需要が更に継続的に増加する場合を見据え、首都圏空港の更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。

①今後実施すべき事業・施策の必要量、箇所数等を示す。

東アジアにおける定点クルーズの発着拠点として見込まれる港湾において、外航クルーズ船の安全・安定な就航の確保や、CIQ機能の充実など乗客の快適性確保のために港湾の機能強化を図ることで、今後の更なる対岸諸国との相互交流やクルーズ需要の増大を図る

②政策目標達成のために、どのように寄与するか示す。

「選択と集中」の基準の再検討

資料2－3　別紙3

「新たな社会資本整備重点計画の骨子について」
（平成22年12月21日　社整審・交政審計画部会）

2　計画期間における重点目標

真に必要な事業であっても、厳しい財政状況の下では、「選択と集中」によって、重点的な実施を行うことが必要である。

○　上記1の政策課題、プログラムの整理とは異なる視点（緊急性、重要性）から、計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する、以下のような「選択と集中」の基準を明示する。

① 今整備しないと国際競争力を著しく失するおそれのあるもの
② 今整備しないと将来世代に大きな負担を課すおそれのあるもの
③ 今整備をすることで大きな経済効果をあげるもの
④ 今維持管理（更新）を行わないと将来極めて危険となるおそれがあるもの

なお、上記以外に、例えば条件不利地域の自立・活性化支援に向けた事業等、緊急性とは別の観点から、必要性が考慮されるべきものもあることに留意する必要がある。

「選択と集中」の基準の再検討

東日本大震災を踏まえ、
計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する「選択と集中」の基準として、

今整備することで大規模・広域的な災害リスクを著しく低減させるもの

を加え、現在の「骨子」に示された基準①～④を整理し、再編すべきではないか。